

第151回法律問題研究部会	
開催：	平成28年3月26日（土）午後1時～午後4時 PCSA会議室において
出席人数：	正部員14名、賛助部員2名、正会員企業オブザーバー1名、合計17名
出席者リスト：	リーダー
	森 治彦 株式会社ダイナム
	サブリーダー
	荒田 政雄 夢コーポレーション株式会社
	正部員
	生島 靖也 株式会社ダイナム
	影山 健二 株式会社ニラク
	佐久間 仁 株式会社ニラク
	松本 一徳 夢コーポレーション株式会社
	八重樫 浩輝 株式会社合田観光商事
	若林 昇 株式会社キョウサン
	森川 彰人 千里丘観光開発株式会社
	大内 基嗣 株式会社セントラル伸光
	酒井 了 株式会社パンドラ（アメニティーズ）
	工藤 耕輔 株式会社アメニティーズ
	志方 崇 株式会社チアエンタープライズ
	西里 実 株式会社三永
	賛助部員
	國澤 良平 株式会社大商
	石黒 勝 三本コーヒー株式会社
	正会員オブザーバー
	倉沢 隆志 株式会社ニラク
討議事項：	1) 「遊技釘」の変更により性能が異なる可能性のある型式遊技機について
	第1次と第2次の遊技機撤去回収リストの内、設置している台数と第1次の撤去予定について各社説明した。その際に入替の全台を確保出来ていない懸念、第3次リストの情報等が俎上に上がった。又、弊協会として業界に向けて積極的に発言していくべきという新法研究会の意見も述べられた。又、全日遊連と日工組の交渉の様様や4団体としての方針についても意見が述べられた。
	2) ホールA早期撤去回収について
	第2次撤去回収リストに掲載されている遊技機を、ホールAのある店舗で既に撤去回収済みという情報を共有した。
	3) 製造業者遊技機流通健全化について
	3月9日に日工組、日電協から「設置確認書を所轄に提出してください」というお願いを頂いた。また、6団体の流通協議会開催の通知が日電協から出されたが、弊協会は外れている。なお「設置確認書の提出」については法定書類ではないので行政が提出を求めるものではないが、受け取ることに問題は無いという通知が紹介された。
	また、下記の質問へ各社回答した。
	Q1：設置確認書を所轄に渡すか？
	Q2：設置確認書は中古台にも使えるか？
	Q3：メーカーの確認で設置確認書にサインされない可能性はあるか？
	Q4：機械設置の作業は取扱主任者ではないホール従業員で問題は無いか？
	Q5：遊技機納品後の開封をホールが行って問題ないか？
	多くのホールが、設置確認書の取り扱いを「所轄に確認する」または「提出を求められるとして対応準備している」と回答する部員が多かった。
	また、4月1日以前に設置された遊技台がこの規定対象となるのかという懸念も表明された。更に具体的な作業時間を確認してもメーカー側も確実には言えないという状況も報告された。非常に煩雑な作業になると想定されるため形骸化させない為にも問題点を提議をすべきという意見も出た。

討議事項：	4) 高射幸性区分リストについて
	「遊技釘」の変更により性能が異なる可能性のある型式遊技機とはまた別の件として並行的に進められている点を確認された。
	5) 伊勢志摩サミット開催に伴う遊技機入れ替え自粛の組合実施期間について
	入替自粛の経緯と背景を説明し周知を促した。
	6) 法律問題研究部会 質問コーナー
	下記の質問、意見に対して回答した。
	Q 1 : 貯玉、店舗移転に関する取扱いの件について
	Q 2 : 貯玉、賠償責任が発生した場合の賠償方法の件
	Q 3 : 貯玉、取ってはいけないとされている貯玉手数料の件
	貯玉の取り扱いに関して様々な意見が出たが、現風営法下では致し方なく、解決には、法改正(新法)が必須と述べられた。
	7) 衆議院高井 崇志議員質問主意書について
	高井議員がパチンコに関する質問主意書を提出した事に関して、弊協会が背景に在るのではと言う噂もあったが、これには全く関与していない事、更にこの質問に対しては非常にゆく回答されており、唯一、日工組が警察庁にした文書での報告が行政文書として存在しており、情報開示請求があれば開示せざるを得ないという点がハッキリと回答されていると説明された。
	8) 入替と店休について
	入替で店休をとらざるを得ない地域の店舗は、サミットの入替自粛期間中に入替をしない場合でも店休をとるのか確認し、全参加企業が休まないと回答した。
	次回開催
	平成28年4月23日(土)
午後1時~4時	
PCSA会議室にて	